

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	7-(4)-6	常勤弁護士を始めとする日本司法支援センター（法テラス）の契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、障害者などの社会的弱者の振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。	法務省 <p>○日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会と協議を行い、各地の弁護士会が実施する高齢者・障がい者を対象とする無料電話相談等で、当該高齢者・障がい者に対して更に出張相談を実施する必要性が認められる場合について、民事法律扶助制度による出張法律相談にスムーズにつなぐスキームを導入した。</p> <p>○また、地方自治体、福祉事務所、地域包括支援センター等との連携に基づき、常勤弁護士が福祉関係者への電話による情報提供、民事法律扶助制度による巡回法律相談や出張法律相談等を行った。</p> <p>○これらの取組により、障がい者などの社会的弱者の振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復につながる運用改善を図った。</p>

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示したもの。

< 構成と主な内容 >

第 部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第 1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

第 2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。
(要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができること)

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- ・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
- ・情報管理を図るよう必要な措置を講じること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施設可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)